

# 島原市教育委員会

## 議案集

第17号議案 平成25年度島原市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

第18号議案 平成25年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

平成25年6月7日 定例会

## 第 17 号議案

平成 25 年度島原市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱  
について

平成 25 年度島原市心身障害児就学指導委員会委員に、別紙の者を委  
嘱する。

平成 25 年 6 月 7 日提出

島原市教育委員会

教育長 清水 充枝

### 提案理由

島原市心身障害児就学指導委員会規則第 3 条及び第 4 条の規定により、  
委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

## 島原市中心身障害児就学指導委員会規則（抜粋）

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる者の心身障害の種類及び程度の判定並びに就学に関し、教育委員会の諮問に応じ、その結果を答申するものとする。

(1) 島原市小・中学校特別支援学級（知的障害・言語障害・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害等）並びに特別支援学校で教育することが必要と考えられる者

(2) 在宅心身障害児のうち、訪問指導員の派遣が必要と考えられる者

2 委員会は、前項に定める者のほか、教育委員会の指示により、次に掲げる指導業務を行うものとする。

(1) 前項に該当する児童、生徒の就学指導に関すること。

(2) 心身障害児の就学指導が円滑に行われるために必要と認められる教育相談及び特別支援教育の啓発に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

(1) 医師

(2) 社会福祉施設の職員

(3) 学識経験者

(4) 関係教育機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 略

平成25年度 島原市心身障害児就学指導委員会委員名簿

| 氏 名                     | 役 職 名                             | 委員会規則及び<br>委嘱区分    |
|-------------------------|-----------------------------------|--------------------|
| たか き あき のり<br>高 城 昭 紀   | 病院長<br>(精神科)                      | 第3条(1)<br>医師       |
| いな た よし ひさ<br>稲 田 善 久   | 外科医院長<br>(整形外科)                   | 第3条(1)<br>医師       |
| かま ち こう しょう<br>蒲 池 興 照  | 福祉法人施設長                           | 第3条(2)<br>社会福祉施設職員 |
| にし おか てつ お<br>西 岡 哲 男   | 県立島原特別支援学校教頭                      | 第3条(4)<br>関係教育機関職員 |
| とく なか かつ こ<br>徳 永 活 子   | 島原市役所保健センター主査                     | 第3条(3)<br>学識経験者    |
| い え やす ひろ<br>入 江 康 宏    | 島原市立第三小学校校長<br>(特別支援教育研究部長)       | 第3条(4)<br>関係教育機関職員 |
| おお ほり ゆ か<br>大 堀 由 香    | 幼児ことばの教室相談員                       | 第3条(3)<br>学識経験者    |
| おお しま てつ や<br>大 島 哲 也   | 島原市立第一小学校教諭<br>(特別支援学級担任—情緒障害)    | 第3条(4)<br>関係教育機関職員 |
| もり た たか こ<br>森 田 貴 子    | 島原市立第二小学校教諭<br>(通級指導教室担当—LD・ADHD) | 第3条(4)<br>関係教育機関職員 |
| きゅう ま ゆ き こ<br>久 間 由 紀子 | 島原市立第二中学校教諭<br>(通級指導教室担当—LD・ADHD) | 第3条(4)<br>関係教育機関職員 |

第 18 号議案

平成 25 年度島原市立中学校部活動外部指導者の委嘱について

平成 25 年度島原市立中学校部活動外部指導者に下記の者を委嘱する。

記

(第一中学校)

| 部 名  | 氏 名  | 性別 | 年齢 | 住 所 | 備考 |
|------|------|----|----|-----|----|
| サッカー | 野島 翼 | 男  | 24 |     | 追加 |

(第二中学校)

| 部 名          | 氏 名   | 性別 | 年齢 | 住 所 | 備考 |
|--------------|-------|----|----|-----|----|
| バスケットボール(女子) | 八木 敦子 | 女  | 30 |     | 追加 |

(第三中学校)

| 部 名  | 氏 名   | 性別 | 年齢 | 住 所 | 備考 |
|------|-------|----|----|-----|----|
| 軟式野球 | 松尾 和彦 | 男  | 47 |     | 追加 |

(三会中学校)

| 部 名        | 氏 名   | 性別 | 年齢 | 住 所 | 備考 |
|------------|-------|----|----|-----|----|
| サッカー       | 荒木 洋之 | 男  | 20 |     | 追加 |
| バレーボール(女子) | 村川美智子 | 女  | 41 |     | 追加 |
| 軟式野球       | 福島 真一 | 男  | 41 |     | 追加 |

(有明中学校)

| 部 名          | 氏 名   | 性別 | 年齢 | 住 所 | 備考 |
|--------------|-------|----|----|-----|----|
| バスケットボール(女子) | 尾崎 正祥 | 男  | 44 |     | 追加 |

平成 25 年 6 月 7 日 提出

島原市教育委員会  
教育長 清水 充枝

提案理由

島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則第 5 条及び第 7 条により、指導者に委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市立中学校部活動外部指導者に関する規則（抜粋）

(身分)

第4条 外部指導者は、非常勤とする。

(委嘱)

第5条 外部指導者は、次の基準を満たすもののうちから学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に対する理解を持ち、必要な協力が得られること。
- (2) 職務遂行に必要な熱意を持っていること。
- (3) 体育、芸術、文化等に対する深い関心と理解を持っていること。

(任期)

第7条 外部指導者の任期は、1年とする。ただし、補欠の外部指導者の任期については、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、外部指導者が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときその他特別の理由があると認めるときは、前項の規定による任期の期間中においても解任することができる。

3 外部指導者は、再任することができる。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。